

# 「北海道産牛肉」の統一名称表示に関する実施要領

制定 平成28年 6月10日

改正 平成28年10月27日

## 第1 目的

北海道・生産者・農業団体・流通業者等の関係者が一体となって、「乳用種・交雑種牛肉」の統一名称を制定し、ブランド化を進めるため本要領を制定する。

## 第2 「北海道産牛肉」の定義及び表示

北海道産牛肉販売力強化協議会規約第3条で定める、統一名称牛肉の定義及び表示の方法は次のとおりとする。

- (1) 乳用種・交雑種牛肉の統一名称  
統一名称は「北海道産牛肉」とする。
- (2) 定義  
品種及び規格は次のとおりとする。
  - ① 品種は乳用種及び乳用種を母とする交雑種の肥育牛であること。
  - ② (公社)日本食肉格付協会枝肉取引規格「C-2」以上で、枝肉重量が300kg以上のものとする。ただし、若齢肥育で出荷する場合であり、かつ、ブランド牛肉として流通実態がある場合はこの限りではない。
  - ③ JAS法における原産地表示の考え方により「北海道」を使用できる原産地で生産された牛肉であり、北海道内だと畜されたもの。
- (3) 「乳用種・交雑種牛肉」の表示
  - ① (2)の①から③の全ての事項を満たす牛肉は「北海道産牛肉」の表示をすることができる。
  - ② 上記(3)の①の表示のロゴは別紙のとおりとする。
  - ③ 上記(3)の①の表示を行うものは、(2)の①から③の事項を客観的に証明できる書類を備え付け、5年間保存するものとする。
  - ④ 地域ブランド表示との併用は制限しない。  
また、統一名称等を印刷する場合は、申請により別紙のロゴを利用することができる。
  - ⑤ 表示に係る費用は、事業者の負担とする。
  - ⑥ 表示を行う事業者は、統一名称の使用申請を提出するとともに、毎年、9月、3月にその利用実績を報告するものとする。
- (4) 商標登録について  
統一名称は、産地偽装の防止や販売促進のため、商標登録を行うものとする。

## 第3 不適切な表示に対する措置

- (1) 本要領に反して、「乳用種・交雑種牛肉」の統一名称を利用した者に対し、その利用の中止を求める。
- (2) 悪質な業者等に対しては、統一名称表示の中止を勧告し、従わない場合は北海道のホームページで公表する。

(別紙)

第2の(3)の②関係

○ ロゴの基本イメージ



○ 表示上の留意事項

- ・表示はロゴ全体とすること。
- ・デザインや字体の変更は認めない。
- ・形を変形させることは認めない。
- ・ロゴの色は上記カラーを基本とするが、1色刷りでダンボール等に印刷する場合は、単色も可とする。
- ・表示の大きさは制限しない。
- ・基本イメージを損なわない表示方法とすること。